

3月定例会

「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」 の実現に向け、平成27年度予算を可決

平成27年第1回定例会を2月26日から3月27日までの会期で開催しました。今定例会冒頭、市長から、平成27年度は海老名駅西口地区の「まちびらき」という大きな節目の年であり、本市を新たなステージへ導いていくよう取り組むことが表明されました。この方針に沿って提案された条例、予算案など計38件を原案可決し閉会しました。委員会付託された議案などは2、3面、また陳情の結果は最終面の一覧表のとおりです。

*** 条例 ***

○海老名市防犯カメラの設置および運用に関する条例の制定について…公共の場所における防犯カメラの適正な設置および運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るとともに、市民等の権利利益を保護するため制定するものです。

審査の中では、条例の対象範囲およびプライバシー保護、防犯カメラ設置運用届出者の規定、既設の防犯カメラへの影響と管理体制、同様な条例を制定している他自治体の状況と効果、罰則規定の必要性、今後設置される防犯カメラでこの条例の対象となる範囲や、市民から画像データの開示を求められた場合の対応などといった質疑があったほか、意見として、海老名駅西口まちびらきを間近に控えた中であり、条例の内容、制定時期も適切である。今後も適切な管理運用を要望する。防犯カメラが果たす役割の重要性と今後も新たに設置されることから、運用中の問題発生時には、改善

や改良を行い、市民・議会への説明をお願いしたいなどがありました。

○海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の制定について…近年、経済的な事情や相続の問題など、さまざまな理由により、適正に管理されない空き家および空き地が増加し、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼすなど、社会的な問題となっており、この問題の早期解決を図るため制定するものです。

審査の中では、管理不全状態の定義、行政代執行の他自治体での実績とそれに至るまでのスケジュール、空き家だけでなく空き地を含めた理由、空き家の調査に際しての問題の有無、パトロールの実施、現在管理不全な空き家において近隣住民から苦情の有無、審議会の委員構成や開催頻度、所有者不明の場合の対応、立ち入り調査、緊急安全措置の際持ち主の同意が得られない場合の対応、空き家および空き地の継続的調査と地域との連携などといった質疑が

あったほか、意見として、条例化に先立ち、25年に空き家調査を実施している点では、準備が進んでいると理解する。今日までの経過を踏まえ、円滑な施行がなされることを望むなどがありました。

○海老名市いじめ防止条例の制定について…市、学校、保護者および地域がそれぞれその責務および役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめ防止等に取り組むことを基本理念とし、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために制定するものです。

審査の中では、条例制定に至った背景、制定後のいじめ防止施策、いじめ問題対策連絡協議会、生徒・児童の長期欠席などの状況、警察等関係機関との連携状況、市や地域の責務の考え方などについての質疑がありました。

また、一番重要なのは子どもたちの悩みに即した対応ができるかです。どれだけ子どもたちの悩んでいることを把握するかという視点を取り入れていただきたい。学校だけでは限界があるため、地域や保護者間の情報共有が重要。今後、条例の責務の中に地域や保護者の明記を望む。条例制定が、海老名の子どもの安全・安心の支えとなる条例制定にしていきたい。大人の社会で起きていることは、子どもの社会でも当然起きるということを前提に、いじめ防止の根底は大人の社会にあることをしっかりと考えた上で、この条例の運用を行っていただきたいといった意見がありました。

て…教育委員会委員、選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会委員について、活動状況や他の行政委員会委員、近隣市町村の状況を勘案し、勤務日数に応じた報酬の支給をしたいことから月額制から日額制に改正するものです。

審査の中では、日額に変更した理由や、近隣他市における報酬の状況と本市との違い、日額の算出根拠、日額への変更による総支給額の増減、日額支給となる対象業務の基準、想定される活動日数、予算がどの程度増額されるか、勤務時間が24時間未満の場合の支給額といった質疑があったほか、職務と実績を明確化すること、教育委員会は、総合制度改革によって新たな職務が今後増えることが予想されること、また選挙管理委員会は時期によって活動量に差があることなど、それぞれ実績に合わせた報酬支出を望むといった意見がありました。

○海老名市海老名駅舎部自由通路設置条例の一部改正について…新たに自由通路と既存の自由通路を一体的にかつ効率的に維持管理するとともに、新たに想定される利用ニーズに適応し、歩行者の安全で快適な往来を図るために改正するものです。

審査の中では、自由通路の映画撮影などでの利用、利用内容が時間帯で分けられている理由、秘密保持義務の追加理由、利用許可・利用料金・管理業務の内容、公募によらず指定管理を行うとした理由、エレベーターやエスカレーターの管理と指定管理者との関係といった質疑があったほか、意見として、自由通路の利用は公共施設の更なる利用の可能性と駅周辺でのにぎわいの創